

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 20.4.11 第 169 回国会第 6 号

4 月 11 日、第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第 67 号）
介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（三井辨雄君外 4 名提出、第 168 回国会衆法第 24 号）
・舛添厚生労働大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者山井和則君（民主）、園田康博君（民主）及び菊田真紀子君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

井上信治君（自民）

- ・今回の介護保険法改正案では、介護サービス事業者に対して業務管理体制の整備を義務付けているが、具体的にどのような内容を想定しているのか。また、実効性は担保されるのか。
- ・介護保険法改正案では、事業者のサービス廃止時に行政がサービス確保のために支援することになっているが、具体的にはどのようなことをするのか。
- ・介護労働者の処遇改善のためには賃金引上げだけでなく働く環境の整備など総合的な施策が必要であると考えますが、政府の取組はどのようなものになっているのか。
- ・介護人材確保法案は税財源により介護労働者の賃金引上げを図るとしているが、他の賃金水準の低い業種に従事する労働者に対し不公平ではないのか。

松本洋平君（自民）

- ・介護人材確保法案は「介護を担う優れた人材の確保に支障がなくなったとき」に廃止するとしているが、具体的にどのような状況を想定しているのか。
- ・介護人材確保法案では介護労働者の平均賃金見込額が基準を下回る事業所に対しては介護報酬が加算されないため、事業所間格差、ひいては介護労働者間格差の拡大につながるのではないのか。
- ・介護保険法改正案では、介護サービス事業者に対して業務管理体制の整備を義務付けているが、事業者の義務違反に対して政府はどのように対応するのか。

福島豊君（公明）

- ・介護人材確保法案に規定されている加算介護報酬は、その財源の根拠を前年度の予算の余剰金に求めているが、安定性が求められる介護保険制度のあり方として妥当なものなのか。
- ・介護人材確保法案に規定されている加算介護報酬は、労

働者の賃金向上を目的としているとのことだが、これをきちんと担保する制度は考えているのか。

- ・認知症高齢者等の増加に備え、マンパワーの確保等を含む内容とする計画を作成し介護サービスの基盤整備を進める必要性があるのではないのか。

岡本充功君（民主）

- ・保険料や公費により賄われている介護保険料を詐取したコムスンに対し、詐欺罪での告発を行うべきだったのではないのか。
- ・診療報酬の不正に対する医師免許の剥奪や保険医療機関の指定取消しと比べ、介護保険法における指定取消し等の処分は軽微なのではないのか。
- ・介護労働者の給与実態を把握するため労働時間等を反映した実効性のある調査を行うべきではないのか。

三井辨雄君（民主）

- ・特定健診制度の開始と同時に被保険者に受診票が届くようにすべきではないのか。また、従来市町村が行ってきた無保険者に対する特定健診についてはどう対応するのか。
- ・報道によれば、厚生労働大臣は「介護報酬と介護保険料の引き上げ」「頑張ってる要介護度が下がった人への給付面での反映」「介護保険と医療保険の統合」について発言したと聞かすが、具体的にどのように考えているのか。
- ・業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じて義務付けることとされているが、具体的にはどのような内容か。また、法令遵守に向けての事業者等の自主的な取組をどのように促進していくのか。

山井和則君（民主）

- ・介護労働者の待遇改善に向けて、来年度の改定で介護報酬を引き上げる方針であることが厚生労働大臣の考えであるとともに、厚生労働省の考えであることを確認した

い。

- ・介護保険給付費が抑制されたことで節約された国庫負担金がある。保険料負担の増加を前提としないで介護労働者の賃金を引き上げることとしている介護人材確保法案に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・平成17年の制度改正時に新予防給付が導入されても当時の尾辻厚生労働大臣は介護サービスはカットされないと答弁した。現実には尾辻大臣が視察した高齢者の方の介護サービス時間が短くなっているが、どういうことなのか。

園田 康 博君（民主）

- ・これまで2度にわたり介護報酬の引下げが行われたが、その政策目的と効果はどのようなものであったのか。また、介護報酬の引下げによりサービス事業者、介護福祉士、ホームヘルパーの収入が減少したという指摘に対して厚生労働省はどのように考えているのか。
- ・介護保険法改正案は、業務管理体制整備の義務付け、本部等に対する立入検査権の創設、処分逃れ対策、連座制の見直し等を規定しているが、このような規制は、小規模事業者にも過度の負担となるのではないか。
- ・離島や山間僻地で介護事業を展開している事業者が事業を廃止する場合には、利用者に対するサービスの継続と介護労働者の雇用確保について、国や地方自治体が支援することを義務付ける必要性があるのではないか。
- ・介護事業譲渡の要件として譲渡先が労働関係法令を遵守し、労働条件の不利益変更や不当労働行為を行わないことを法律上明確にする必要性があるのではないか。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・介護労働者の処遇等については国がきちんと責任をもって対応すべきではないか。
- ・介護従事者の給与体系については国家公務員の福祉職俸給表等を参考にしたうえで、明確に介護報酬に反映すべきではないか。
- ・介護労働者の賃金引上げの財源について、保険料や利用者負担に影響しないよう保険とは別枠で公費負担を検討すべきではないか。

阿部 知子君（社民）

- ・介護サービス提供責任者の待遇改善のため、その業務を介護報酬で評価すべきと考えるが、それに対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・介護保険法改正案では、国の処分権限を強化する内容が盛り込まれているが、そればかりではなく、自治体の実地指導・監査体制を強化し、地域に密着して事業所を指

導していくことのほうが効果的であると考えているが、政府の見解を伺いたい。

- ・厚生労働省の第三次試案では、医療安全調査委員会による調査と行政処分がつながっているように思われるため、そこは一定の距離をおく必要があるのではないか。